

令和4年度 長期優良住宅認定取得促進モデル事業
を行う補助事業者の募集についての公示

令和4年8月31日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

令和4年度長期優良住宅認定取得促進モデル事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

長期優良住宅認定取得促進モデル事業

2) 事業目的

改正長期優良住宅法に基づく円滑な認定の取得を促進するため、見直しの内容に沿って認定を取得するにあたって参考となる標準的な設計方法や手続きに関する留意点等を整理し、広く周知を行う事業を支援することを目的とする。

3) 事業内容

標準的なモデルにおける設計・手続きの検証に関する事業、長期優良住宅の認定取得に係る留意点等の整理・周知に関する事業

2. 公募期間

令和4年8月31日(水)～令和4年9月14日(水)18時00分(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

1) 公正・中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、

又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

4. 公募対象事業

長期優良住宅認定基準（耐震基準）の見直し等の円滑な施行に向けた検討・周知の事業

- 共同住宅の長期優良住宅認定促進に向け、耐震性に係る基準に関して、
- ①新たな計算方法に係る計算プログラムのよりよい実装方法の検討
 - ②地震時損傷性能の評価方法およびその普及方法に関する検討
- 等を行う事業

なお、当該資料に記載の計算方法については、別途説明資料を配布する。

5. 補助金の額

定額とする。なお、補助額は12,000千円程度を想定しているが、提案事業の内容や、他の事業者からの提案状況等を踏まえて、採択上限額を決定するものとする。

6. 説明書の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

令和4年8月31日(水)～令和4年9月14日(水)18時00分

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 福井
電話 03-5253-8111(代) (内線：39-434) FAX 03-5253-1629
電子メール fukui-r23s@mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて、原則として電子媒体をもって配布する。
説明書の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

7. 応募方法、応募の提出期限

(1) 応募方法

- ・持参、郵送又は電子メール。

(2) 提出期限等

○ 提出期限

令和4年9月14日(水)18時00分まで

郵送の場合、応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡は行わない。
よって、応募者自身で配達状況を確認できる方法（配達記録郵便等）で送付すること。（提出期限必着）郵送時は、表面に必ず「長期優良住宅認定取得促進モデル事業担当」と記入すること。

なお、下記記載の押印省略時のルールに従い電子メールにて提出する場合は、「6(2) 担当部局」に記載の担当者宛てに提出すること。

【押印省略時のルール】

押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため、以下に従うこと。

- ① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。
- ② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。
- ③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

○ 場所

6(2)の担当部局

○ 提出部数

正1部 副4部（持参又は郵送の場合に限る。）

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、FAX等）にて受け付ける。（来訪等による問い合わせには対応しない。）

8. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、「4. 公募対象事業」に掲げる優位に評価する取組への適合性や提案の的確性・実現性等について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。